

募集要領

1. 件名 松山市社会福祉事業団公式ホームページリニューアル設計業務委託
2. 概要及び目的
この要領は、松山市社会福祉事業団公式ホームページをリニューアルし、情報発信及び職員採用の強化を図ることを目的として、民間の知識・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。
3. 業務内容 仕様書(別紙1)のとおり
4. 履行期間 契約締結日(令和5年12月下旬(予定))から令和7年1月31日まで
5. 履行場所 指定する場所
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. リニューアル設計業務委託の提案限度価格 2,618,000円(税込み)
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。(原則として履行期間後に契約金額を支払うが、そのうち令和5年度中に940,500円(税込み)を上限として先に支払うことができる。)
8. リニューアル公開後の保守契約
リニューアル公開後については設計業務を行った業者に保守業務を委託予定。保守業務については今回の設計業務とは別途で契約を締結する。
9. 参加資格要件
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること
 - (1) 法人格を有している者であること。
 - (2) 当契約を締結する能力を有する者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (5) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力

的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(7) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

10. 募集要領等の配布

- (1) 期間 令和5年10月18日(水)から令和5年10月31日(火)まで
- (2) 場所 松山市若草町8番地3 ハーモニープラザ3階
社会福祉法人 松山市社会福祉事業団 事務所
- (3) 方法 配布場所で直接受取る。配布時間は8:30～17:15(土日、祝日を除く)。または「松山市社会福祉事業団ホームページ」-「事務局」-「入札情報」のページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス
<https://www.matsuyama-swwj.jp/about/nyusatsu.html>

11. 評価基準 評価基準書(別紙2)のとおり

12. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき理事長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提出書類・プレゼンテーション・ヒアリングの審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

13. 選考委員会の構成

選考委員会は松山市社会福祉事業団職員7名程度で構成する。

14. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間
令和5年10月18日(水)から令和5年10月31日(火)17時15分まで
- (2) 受付方法

質問書(様式1)に基づき質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、松山市社会福祉事業団総務課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

令和5年11月7日(火)までに質問者に電子メールで回答するとともに、「松山市社会福祉事業団ホームページ」-「事務局」-「入札情報」のページで公表する。

ホームページアドレス

<https://www.matsuyama-swwwo.jp/about/nyusatsu.html>

15. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月9日(木)17時15分(必着)
- (2) 提出書類 「17. 提出書類1～7」及びチェックリストを提出すること
- (3) 提出部数 各1部(正本1部のみ)
- (4) 提出場所 事務局(後述)
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は8:30～17:15(土日、祝日を除く)

16. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月29日(水)17時15分(必着)
- (2) 提出書類 「17. 提出書類8～13」及びチェックリストを提出すること。
- (3) 提出部数 提出書類12及び13は各10部(正本1部・副本9部)
その他の提出書類は各1部(正本1部のみ)
- (4) 提出場所 事務局(後述)
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は8:30～17:15(土日、祝日を除く。)

17. 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)
2	印鑑登録証明書 (原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。(発行後3ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書 (原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)

4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (未納の税額がないことの証明)その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
6	直前2年分の財務諸表類	(貸借対照表及び損益計算書の写し)
7	経営状況等調査表(様式3)	
8	事業者の概要(様式4)	
9	本業務への執行体制等(様式5-1、5-2)	
10	参考見積書(リニューアル設計業務)(様式6)	・リニューアル公開までの設計業務についての金額。公開後の保守業務は除きます。 ・見積書の別紙として、「積算内訳書」を添付すること。
11	参考見積書(保守業務)(様式7)	・リニューアル公開後の年間保守の金額。 ・見積書の別紙として、「積算内訳書」を添付すること。
12	企画提案書の概要(様式8)	・選考委員が審査をする際、複数の企画提案書を比較できるようにするため、企画提案書の概要を記載すること。 ・A4サイズ2ページ以内に簡潔にまとめること。

13	企画提案書	・提案内容はA4サイズ縦置きとする。 ・企画提案のポイントについて分かりやすく説明すること。
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

18. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和5年12月上旬(予定)
- (2) 実施場所 詳細な実施場所については後日、別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき25分程度 プレゼンテーション15分程度
ヒアリング10分程度
- (4) 出席者
1者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。
- (5) 留意事項
プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター、スクリーン及び電源は松山市社会福祉事業団が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、入札参加者が用意すること。
用意するプロジェクターはエプソン EB-1776W で、パソコンと接続するUSBケーブルも併せて用意する。HDMI 端子で接続を希望する場合は HDMI ケーブルを入札参加者が用意すること(7m程度)。
なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

19. スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公告 令和5年10月18日(水)
- (2) 募集要領等に関する質問の受付 令和5年10月18日(水)～
令和5年10月31日(火)
- (3) 質問への回答・公表 順次回答。最終回答は令和5年11月7日(火)
- (4) 参加表明書の提出締切り 令和5年11月9日(木)
- (5) 応募業者数等の公表 令和5年11月14日(火)
- (6) 提案書等の提出締切り 令和5年11月29日(水)
- (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和5年12月上旬(予定)
(正式な日時・場所は、後日別途通知する。)
- (8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和5年12月中旬(予定)

20. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

21. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市社会福祉事業団に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市社会福祉事業団情報公開規程に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

22. 事務局

〒790-0808

松山市若草町 8-3

社会福祉法人 松山市社会福祉事業団 総務課

担当 松本・西田・雲峰

TEL 089-921-5311

FAX 089-921-5995

メールアドレス info@matsuyama-swwo.jp